

保健衛生事業について

合併協定項目23-8号「保健衛生事業」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

保健衛生事業について

- 1 無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 2 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 3 川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 4 甑島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。
- 5 病院群輪番制事業(共同利用型病院運営事業)は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。
- 6 医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。
- 7 食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。

- 10 三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診(検診)体制及び検査項目等について、健診(検診)委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。
- 12 集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 13 精密健康診査は、合併時に川内市の例より調整する。
- 14 個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 15 乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等含めて随時調整する。
- 16 結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。
- 17 女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

保健衛生事業について

1 協定項目の要旨・留意点

保健衛生に関する事業・制度について検討する。

老人保健事業、母子保健事業、予防接種事業等は、実施方法等について、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないように医師会等関係機関との調整が必要である。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

保健衛生事業は、健康とともに支え合うまちづくりを目指すため、保健事業、健康づくり等の推進に努め、保健・医療の充実を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日 新設合併)

予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、

- (1) 健康診査(成人病)にかかる料金は、国基準単価に準拠する。
- (2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。
- (3) 上記(1)及び(2)の検査時にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。

香川県さぬき市(平成15年4月1日新設合併)

(1) 予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用賃金等は、保健福祉計画の策定に併せ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。

(2) 在宅健康管理システム推進事業については、現行のとおりとし、新市において統一を図る。

(3) 骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。

(4) 8020運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。

香川県東かがわ市(平成15年4月1日 新設合併)

(1) 母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整する。

(2) 育児等健康支援事業については、新市に移行後速やかに調整する。

(3) 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額を統一する。

(4) 老人保健事業については、自己負担額等について、合併時に調整する。

(5) 健康推進委員会及び健康づくり推進協議会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。

(6) 女性の健康診査については、新市において実施する方向で調整する。

山口県周南市（平成15年4月1日 新設合併）

(1) 妊婦健康診査

公費による実施は、前期、中期、後期の3回とし、住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により2回実施する。超音波検査については、35歳以上1回とする。

(2) 乳児健康診査

現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 幼児健康診査

1歳6ヶ月児健診

新南陽市、鹿野町の例により調整する。歯科医師の体制が整えば、歯科の個別健診も検討する。

2歳児健診

廃止する。

3歳児健診

現行のまま新市に引き継ぐ。

集団健診の場所、回数

新市に移行後、健診者の人数を基本に調整する。

(4) 成人健康診査

新南陽市、鹿野町の例により調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会		
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 無料巡回診療については、甌島4村が診療所に無い眼科等の特定診療科目を補うため実施しているものであり、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、休日、夜間の救急患者の医療確保のため全市町村が実施しており、現行のまま新市に引き継ぐこととする。 川内市の湯田、西方、高江、久見崎、寄田地区の定時開設診療所及び祁答院町黒木診療所並びに祁答院診療所は、地域医療の確保を図るため、現行のまま新市に引き継ぐ。 甌島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
無料巡回診療						県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年2日実施 ・村負担額154,500円 ・その他は県負担	県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年3日実施 ・村負担額180,000円 ・その他は県負担	専門医に恵まれない本村のような地域住民に対し、医療面の地域格差を少しでも解消し、健康増進、公衆衛生の向上を図る。 ・診療科目 眼科、耳鼻咽喉科 皮膚科 年3回実施 村負担額136,710円	県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年2日実施 ・村負担額154,500円 ・その他は県負担	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年2日実施 ・村負担額154,500円 ・その他は県負担
在宅当番・緊急医療情報提供実施事業	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、川内市医師会へ委託している。 ・参加医療機関数42 ・委託料4,044,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数(薩摩郡医師会68名) ・委託料 447,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会と業務提携している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 364,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 337,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 260,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数 28 ・委託料 85,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 130,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 158,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 54,000円	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日、夜間の救急患者の医療を確保するため、継続していく必要がある。
診療所に関すること	川内市における無医地区の住民の診療を行うため、診療所を設置する。 ・湯田、西方、高江 久見崎、寄田 毎週2回、2時～3時 平成13年度実績 3,949件(新患91件) 延べ478日 7,170,000円				直営診療所があったが、医師の確保が困難なため、施設を民間に貸し付けて地域医療の確保を図っている。 ・黒木診療所 賃借料月額10千円 賃借契約3年更新 ・祁答院診療所 賃借料月額50千円 17年3月末をもって売却予定					<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の医療を確保するため継続していく必要がある。
国保直営診療所					村民の健康保持に必要な医療を提供するため、へき地診療所を設置する。 ・里村へき地診療所 内科医師 1 准看護師 3 事務職員 4	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・甌島中央診療所 医師 1 事務職員 4(臨時1) 正看護師 1 准看護師 4 ヘルパー 3(臨時3) 調理員 3(臨時3) ・平良出張所 ・浦内出張所	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・手打診療所 医2、事3 正看2(非1) 准看7(非1) 給食3(非2)、 介護2(非2) ・長浜診療所 医2(非1)、事2 看3 ・青瀬診療所 ・瀬々野浦診療所 ・片野浦出張診療所 ・内川内出張所 ・甌島敬老園出張所	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・鹿島村国保直営診療所 医師 1 : 県派遣一自治医大卒 准看護師 3(臨時2) 事務職員 2	<p>新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上甌村、下甌村及び鹿島村に国保直営診療所が設置されている。里村にはへき地診療所が設置されており、診療科目等について調整が必要である。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・病院群輪番制事業は、二次救急医療を確保するため、現実施体制を新市に引き継ぐこととする。 ・医療従事者等育成支援事業は、村立診療所の医療従事者を確保するため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について、随時調整する。 ・食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
国保直営歯科診療所						里村へき地診療所内に設置。 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1	甌島中央診療所内に設置。 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1 ・歯科衛生士 1 ・歯科助手 1	下甌村国民健康保険直営歯科診療所 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1 ・事務吏員 1 ・歯科衛生士 1 ・s42.3.1開設	鹿島村国保直営診療所内に設置。 ・歯科医師 1 (鹿大歯学部からの派遣、隔週3人で交代。) ・准看護師 1 (診療所との兼務)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・離島の歯科医療を確保するため継続していく必要がある。村によって実施状況が違うので、将来的に調整の必要がある。
病院群輪番制事業(共同利用型病院運営事業)	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 19,323,926円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 2,097,937円	共同利用型病院の運営(休日及び夜間診療)に必要な経費(給与等)について補助する。 ・薩摩郡医師会病院 ・H13補助金額 3,956,096円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 1,577,345円	共同利用型病院の運営(休日及び夜間診療)に必要な経費(給与等)について補助する。 ・薩摩郡医師会病院 ・H13補助金額 3,584,023円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 400,273円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 529,827円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 739,595円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 235,362円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・二次救急医療を確保するため継続していく必要がある。 ・新市全域で実施するには、救急医療圏域が2地域にわたっており、複数の医師会や県との協議が必要である。
医療従事者等育成支援事業						将来、里村村立医療機関等に勤務しようとする者に対し、修学金を貸与する。 看護師学校等の学生 月額30千円～50千円	将来、上甌村の医療技術者等として業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与する。 大学医学部学生等 月額50千円～150千円		将来、鹿島村の看護職員等として業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与する。 看護師学校等の学生 月額50千円～60千円	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
食生活改善推進員協議会活動	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、市民の健康増進に寄与することを目的とする。(活動内容) ・地区組織 ・公民館を利用した活動 ・市健康祭への協力 ・市事業への協力 ・親子(小学生)に対する料理教室 なお、活動謝金は報償費で対応 (会員数) ・52名	町民の食生活の推進に関する諸問題の調査研究と共に、食生活の改善に努め、健康の増進に寄与することを目的とする。(活動内容) ・定例会(年7回) ・自己学習 ・町健康フェスティバル ・町社会福祉協議会等への協力 (会員数) ・29名 (補助金額) ・54,000円	町民の健康と体力の増進を図るための基本となる食生活への関心を高め、栄養・運動・休養のバランスをとることで、元気で長生きできるように健康づくりを推進する。(活動内容) ・栄養教室の開催(子ども会・婦人会・老人クラブ等年15回) ・その他栄養教室(各校区ごと年40回) (会員数) ・23名 (補助金額) ・140,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、町民の健康増進に寄与することを目的とする。(活動内容) ・食品数調べ ・シルバー年代の食事相談 ・栄養教室、健康教室への協力 町内における地域活動 (会員数) ・63名 (補助金額) ・100,000円	栄養・食生活の普及を図り、健康で明るいまちづくりを目指して活動する町民生活改善推進員協議会活動の促進を図る。(活動内容) ・県食生活改善推進員協議会活動への参加 ・町内における地域活動 (会員数) ・26名 (補助金額) ・230,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、村民の健康増進に寄与することを目的とする。(活動内容) ・栄養教室、健康教室への協力 ・イベント等での弁当作り ・食生活アンケート等 (会員数) ・17名 (補助金額) ・40,000円	村民の食生活改善事業の推進に関する諸問題を調査研修するとともに、食生活改善の対策及び普及に努め、もって健康の推進と体位の向上に寄与する。(活動内容) ・研修会 ・親子料理教室 ・基本健診試食作り ・健康教室等 (会員数) ・16名 (補助金額) ・100,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、村民の健康増進に寄与することを目的とする。(活動内容) ・健康祭、健康教室への協力 ・親子(小学生)に対する料理教室等 (会員数) ・15名 会への補助金は支出していないが、事業ごとに村費支出	栄養・食生活の知識の普及・啓発を行うことで、健康維持、増進で特に食生活改善を図る。(活動内容) ・村の保健事業への協力(試食作り)等 (会員数) ・1名 (補助金額) ・50,000円	新市に移行後、速やかに調整する。 ・組織の統合が必要である。 ・活動補助金の金額が町村によって違いがある。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整することとする。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくり対策を推進するための方策を体系的、総合的に企画、審議する。 審議事項 市民の健康づくり対策事業の推進計画及び実施方法 委員数 16名 任期 2年 謝金 2,500円×13名 =32,500円 (H13) 			<ul style="list-style-type: none"> 町における医療と保健並びに健康づくりに関する諸問題を調査研究し、それに基づき各種事業を推進し、町民の保健、福祉の増進を図る。 協議事項 地域の医療、保健並びに健康づくりに関する資料の収集調査及び事業計画の策定実施に関すること等 委員数及び任期 運営協議会委員 23名、2年 健康づくり推進員 82名、4年 賃金 運営協議会委員 4,000円×11名 =44,000円 健康づくり推進員 4,000円×82名 =328,000円 年間報酬 健康づくり推進員 6,000円×82名 =492,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の健康に関する諸問題の具体的な施策について、連絡、連携を図りながら、町民の健康保持増進に寄与する。 協議事項 委員間相互の情報交換並びに連絡調整、公衆衛生の普及向上に関すること等 委員数 19名 賃金 2,800円×19名 =53,200円 					<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3市町で実施しているが、構成団体、委員の任期、活動内容が異なっているので、調整が必要である。
保健センター管理事業	<ul style="list-style-type: none"> すこやかふれあいプラザ 使用料の徴収あり 組織体制 職員16、嘱託3 臨時5、管理人3 施設警備 管理運営費実績 16,452,431円 	<ul style="list-style-type: none"> 樋脇町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 施設警備 管理運営費 H13実績 528,601円 平成16年3月新保健センター竣工予定 	<ul style="list-style-type: none"> 入来町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 事務職1(兼1) 保健師2 施設警備 管理運営費H13実績 257,493円 	<ul style="list-style-type: none"> 東郷町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 嘱託保健師1名 施設警備 鹿児島総合警備保障 鹿児島総合警備保障 管理運営費H13実績 2,535,050円 	<ul style="list-style-type: none"> 祁答院町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 事務職1(兼1) 保健師2 施設警備 鹿児島警備保障 管理運営費H13実績 2,381,142円 		<ul style="list-style-type: none"> 上甌村保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 保健師1名 看護師2名(非) 施設警備 管理運営費H13実績 1,679,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 下甌村健康管理センター 使用料の徴収なし 組織体制 医師(兼務)1名 事務職1名 保健師2名 	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市4町2村が設置しており地域保健活動の拠点として継続していく必要がある。 川内市は校区公民館、樋脇町東郷町、祁答院町は社会福祉協議会との複合施設であり、下甌村は、国保直営診療所との併設である。 使用目的や使用方法、維持管理の内容について、調整する必要がある。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、地域保健活動及び歯科保健対策の円滑な推進を図るため設置されており、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
三者医療協議会	川内市医師会、済生会川内病院、川内市の三者で川内市の地域医療の円滑化を図る。 ・年1回開催 ・協議内容 川内市の救急医療について 小児科対策について等	三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)と行政との保健事業関係合同会議を実施する。 ・年2回開催 ・協議内容 母子保健事業、老人保健事業等について		町医師会等関係機関(医師、歯科医師、町民課、教育委員会)合同打ち合わせとして開催 ・年1回開催						新市に移行後、速やかに調整する。 ・医師会との連絡会議は、医療や保健活動の円滑な推進のため、必要であるので、構成員等の調整が必要である。
歯科医療問題協議会	保健所、市歯科医師会、川内市との意思疎通を図り、円滑な歯科医療行政の遂行に資することを目的とする。 ・年1回開催	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	新市に移行後、速やかに調整する。 ・川内市ほか全町村で実施しており、歯科保健対策の推進のため、歯科医師会や保健所と協議する会議は必要であるが、構成員等について調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業			専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・基本健康診査の健診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて健診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。				
項目	a150 老人保健事業基本健康診査(通知・実施・入力・結果報告・事務指導・フォロー)				
1. 基本健康診査					
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
対象者	40歳以上	対象者 40歳以上4,320人	40歳以上	40歳以上3,824人	40歳以上
受診者数	7,505人	受診者 個別1,774人 集団417人	902人	1,215人	604人
実施時期	5・7・8・9月	集団5月3日間	6月(6日間)	H14.8.5～8.13	8月(5日間)、脱漏1日
日数	76日(4ヶ月間)	個別7月～9月60日	11月(2日間)	(9日間)	
会場		樋脇町総合体育館	文化ホール別館 大馬越研修館 ふるさと会館 J A 入来支所	南瀬コミセン・山田小体育館 鳥丸小体育館・藤川小体育館 東郷町保健センター	黒木公民館 祁答院町保健センター
		計1会場	計4会場	計5会場	計2会場
委託先	個別	川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院	町内医療機関 薩摩郡医師会		
	集団		J A 鹿児島県厚生連	J A 鹿児島県厚生連 薩摩郡医師会	J A 鹿児島県厚生連
検査項目 (内容)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)
	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)
	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査 腎機能検査 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) (LDLコレステロール) 貧血検査(血小板) 肝機能検査 腎機能検査 (BUN) 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査(GOT・GPT・r-GTP) 腎機能検査(クレアチニン) 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査 腎機能検査 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査 腎機能検査 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査
委託料	9,900円 ・ねたきり訪問診査・介護家族訪問診査委託料は13,062円	(個別) 医療機関5,100円 検査機関2,151円 (集団) 厚生連 8,767円	4,306円 (受診者1人当たり:消費税込) 厚生連:500名を越えた場合、 超えた分のみ6,806円	4,267円 ただし800名を超えた分は6,767円	4,267円 但し、受診者が250名を越えた分 は6,767円
自己負担金	2500円 ・ねたきり訪問診査、介護家族訪問診査は無料。負担金は委託料の約3割を目途に調整中。 70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料	なし	1,300円 70歳以上・国保加入者は無料 または免除	70歳以上:無料 70歳未満:国保300円 社保800円 生活保護者の減免なし	800円 老人医療該当者、その他減免
規則	川内市健康診査徴収規則	老人保健事業費等国庫負担金費用徴収基準による	なし	老人保健法・東郷町国民健康保険被保険者健康診査補助金交付細則	老人保健法の規定に基づく健康診査及びガン検診費用徴収規則
その他	・負担金 70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料 ・ねたきり訪問診査・介護家族訪問診査委託料は13,062円	厚生連健診の対象者は 女性20歳～64歳 男性40歳～64歳 女性の健康促進事業含む 胃、骨粗、腹部超音波、前立腺がんとセットH15年度から肝炎ウイルス実施	厚生連:胃がん・大腸がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス 医師会:胃がん・前立腺がん・肝炎ウイルス	厚生連実施、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット	胃がん、腹部超音波、前立腺がん、骨そしょう検診、肝炎ウイルス検診と同時実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業		専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・基本健康診査の健診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて健診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。			
項目	a150 老人保健事業基本健康診査(通知・実施・入力・結果報告・事務指導・フォロー)、a40 生活習慣予防事業			
2 健診関連				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
健康診査関連項目	結果報告会 実施方法・・・各公民館 回数・・・118回	結果報告会厚生連4会場 個別地区公民館36会場 実施方法 個別指導	結果報告会 実施方法：平成14年度は個別指導(年度毎に変更有) 回数：4会場(3日間) 2会場(1日間) 当日来れない方には、後日健康相談日に呼び出す。 無理な方 郵送・訪問	結果報告会 実施方法 集団 回数 10会場(5日間)
上記以外の項目	スリム教室 個別健康教育	骨粗しょう症予防教室 転倒予防教室 個別健康教育	A型機能訓練 歯周病講座 健康相談 健康教育 骨粗鬆症予防教室 健康手帳の交付 訪問指導	糖尿病予防教室、高コレステロール予防教室、心臓病予防教室、訪問指導、健康相談
3 生活習慣病予防事業				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
目的				
内容				
対象者				
自己負担金				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

3. 胃がん健診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳以上	対象者 40歳以上2,293人	40歳以上	40歳以上
受診者数	2,609人	受診者 551人	707名	699人
実施時期	8月	厚生連3日間 地域10日間	6月 6日間	H14.8.5~8.13
日数	26日間(44回)		11月 2日間	9日間
委託先	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	4,635円	4,470円	4,470円	4,470円
自己負担金	1,200円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	社会保険のみ500円	900円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	70歳未満 国保300円、社保800円 70歳以上 無料
その他			(検査方法) 厚生連 : 基本健診・大腸がん 骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス 医師会 : 基本健診・前立腺がん・肝炎ウイルス	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット

4. 大腸がん検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳以上	対象者40歳以上2,528人	40歳以上	40歳以上
受診者数	3,339人	受診者 854人	549名	907人
実施時期	11月~12月	例年11月	6月	H14.8.5~8.13
日数	18日間(44回)	3日間	6日間	9日間
委託先	川内市医師会	県民総合保健センター	JA鹿児島県厚生連	J A鹿児島県厚生連
委託料	1,570円	1,600円	1,600円	1,600円
自己負担金	600円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	社会保険のみ500円	500円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	500円
その他	事前に検診の説明会(18日間、25会場)を実施し、容器を配布。		検査方法: 検便 基本健診・胃がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

5. 肺がん検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳以上	対象者40歳以上 2,403人	40歳以上	40歳以上3,824人
受診者数	5,101人	受診者 608人	371名(喀痰:24名)	752人
実施時期	9月~10月	11月	1月	H14.10.28~30
日数	18日間(48カ所)	2日間	2日間	3日間
委託先	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	読影	590円	590円	590円
	読影+喀痰		3,450円	3,450円
自己負担金	読影	200円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	無料	なし
	読影+喀痰		700円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	国保300円、社保800円
その他	・喀痰検診は未実施 ・隔年で地区を限定 ・結核健診スタッフに加え看護師2名			・校区を3つに分けて3年に1回受ける

6. 前立腺がん検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		対象者 40歳以上希望者	40歳以上	40歳以上1,725人
受診者数		受診者65人	84名	131人
実施時期		3日間	6月:6日間 11月:2日間	H14.8.5~13
日数				9日間
委託先		J A 厚生連健康管理センター	JA厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A 厚生連健康管理センター
委託料		1,570円	1,575円	1,600円
自己負担金		社会保険のみ500円	1,575円	1,600円
その他	未実施であるが、実施に向けて検討中。	・厚生連健診で実施 平成15年度より基本健診の個別と同時実施	・70歳以上、国保加入者ば免除又は無料 ・厚生連:基本健診、胃がん、大腸がん、骨粗鬆症、腹部超音波、肝炎ウイルス ・医師会:基本健診、胃がん、肝炎	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

7. 乳がん検診

項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者 受診者数		30歳以上 2,087人	対象者 30歳以上1,295人 受診者 357人	30歳以上 (マンモは40歳以上) 260名	30歳以上 443人
実施時期 日数		3月 13日間 28会場	4月 2日間 5会場	5月 2日間(隔年毎)	H15.1.15~17(3日間)
委託先		県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	視触診	—	1,730円	1,730円	1,730円
	超音波	4,880円(視触診を含む)	3,150円	3,150円	3,150円
	マンモグラフィ	4,880円(視触診を含む)	3,150円	3,150円	3,150円
自己負担金	視触診	—	社会保険のみ500円	300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	70歳以上無料 70歳未満100円
	超音波	2,500円(視触診を含む) (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	国保300円, 社保800円
	マンモグラフィ	2,500円(視触診を含む) (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	70歳以上無料 70歳未満: 国保300円, 社保800円
その他		全員超音波かマンモを実施	子宮がん検診と同時実施		2年に1度実施 子宮がん検診と同時実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

8. 子宮がん検診(頸部)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者 受診者数	30歳以上 集団2,102人・個別1,348人	対象者 30歳以上1,435人 受診者 375人	30歳以上 223名	30歳以上 420人
実施時期 日数	集団5月(12日間) 個別5月~7月(3ヶ月間)	4月 2日間 5会場	H14.9.19~20 (2日間)	H15.1.15~17(3日間)
委託先	集団	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
	個別	川内市医師会・済生会川内病院		
委託料	集団	3,466円	3,330円	3,330円
	個別	4,200円		
自己負担金	集団	1,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	社会保険のみ500円	600円 70歳以上・国保加入者は免除 又は無料
	個別	1,500円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		70歳以上無料 70歳未満: 国保300円, 社保800円
その他	平成15年度より、乳がん検診と セットで実施			乳がん検診と同時実施

9. 子宮がん検診(体部)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	30歳以上 集団0人・個別13人		50歳以上 0名	50歳以上・1人
実施時期・日数	集団5月(12日間) 個別5月~7月(3ヶ月間)		12月 2日間	H15.1.15~17 3日間
委託先	集団	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
	個別	川内市医師会・済生会川内病院		
委託料	集団	5,076円	4,940円	4,940円
	個別	6,000円		
自己負担金	集団	1,500円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	500円
	個別	2,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		
その他	該当なし			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a160 C型肝炎ウイルス検診		

10. 肝炎ウイルス検診(節目)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳～70歳の5歳刻み	平成15年度から実施 厚生連、個別健診で実施	40・45・50・55・60・65・70歳	40～70歳の5歳刻み566人
受診者数	1,107人		105名	154人
実施時期	5・7・8・9月(4ヶ月間)		6月：6日間 11月：2日間	H14.8.5～13 9日間
委託先	川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院	J A厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A厚生連健康管理センター
委託料	基本型	2,100円	2,100円	2,100円
	C型のみ			
	B型のみ	11,700円		
自己負担金	基本型	1,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無)	600円	国保300円 社保800円
	C型のみ	1,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		
	B型のみ	500円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		
その他	委託料は平成15年度分。 広報誌で周知		検査方法：厚生連：科学発光酵素 免疫測定法 医師会：酵素抗体法 厚生連：基本健診・胃がん・大腸がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん 医師会：基本健診・胃がん・前立腺がん	基本健診の中で実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a160 C型肝炎ウイルス検診		

11. 肝炎ウイルス検診(要指導者)

項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数					
実施時期・日数					
委託先					
委託料	基本型				
	C型のみ				
	B型のみ				
自己負担金	基本型				
	C型のみ				
	B型のみ				
その他		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。 ・骨粗鬆症検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a160 C型肝炎ウイルス検診、a10 骨の健康度チェック		

12. 肝炎ウイルス検診(ハイリスク者)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	ハイリスク者 9人		ハイリスク者 44名	
実施時期・日数	11月～12月・12日間		6月 6日間 11月 2日間	
委託先	川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院		J A 厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	
委託料	基本型	通常 - - - - 5,800円 抗原検査 - - 7,400円 核酸増幅 - - 13,600円		2,100円
	C型のみ	通常 - - - - 5,400円 抗原検査 - - 7,000円 核酸増幅 - - 13,200円		
	B型のみ	3,900円		
	自己負担金	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		2,100円
自己負担金	C型のみ	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		
	B型のみ	500円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		
	その他	委託料は平成15年度分	平成15年度から実施	(検査方法) 厚生連：科学発光酵素免疫測定法 医師会：酵素抗体法 厚生連：基本健診・胃がん・大腸 がん・骨粗鬆症・腹部超 音波・前立腺がん 医師会：基本健診・胃がん・前立 腺がん

13. 骨粗しょう症検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	35歳～70歳の5歳刻みの女性 564人	対象者 20歳以上女性、40歳以上 男性希望者 受診者 478人	40、50歳の女性・その他希望者 11名・685名	健診該当地区の希望者・391人
実施時期・日数	6月 4日間	厚生連健診 3日間 健康フェスタ 1日間	6月 6日間	H14.8.10～13 4日間
委託先	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター
委託料	2,050円	2,050円	2,050円	2,050円
自己負担金	1200円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	社会保険のみ500円	1,050円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	国保600円，社保1,000円
その他	歯周疾患健診と同時実施		基本健診・胃がん・大腸がん・骨 粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん	基本健診，胃がん検診，大腸がん 検診，超音波検診と同時実施。 校区を2つにわけ，2年に1回受 診できる形。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・歯周疾患検診については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について歯科医等との協議のうえ、随時調整する。 ・腹部超音波検診については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a130 歯周疾患検診、a40 生活習慣病予防事業		

14. 歯周疾患検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	40歳・50歳の男女 90人	厚生連受診者の希望者 150人		H15年度実施予定
実施時期・日数	6月 2日間(3回)	厚生連健診時3日間		基本健診と同時実施(1日のみ)
委託先		1会場 15,900円		
委託料		無料		
自己負担金	無料			無料
その他	集団健診で実施している 歯科医師12人 歯科衛生士30人	町内歯科医療機関で対応	該当なし	報償費 歯科医師1名*16,900円 歯科衛生士3名*4,700円

15. 腹部超音波検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数		厚生連受診者の希望者 623人	40歳以上 758名	健診該当地区の希望者, 360人
実施時期・日数		厚生連健診 3日間	6月 6日間	H14.8.10~13 4日間
委託先		J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター
委託料		3,350円	3,350円	3,350円
自己負担金		社会保険のみ1,000円	1,350円 70歳以上、国保加入者 は免除又は無料	国保1,000円 社保2,000円
その他	該当なし		基本健診・胃がん・大腸がん・骨 粗鬆症・前立腺がん・肝炎ウイル ス	基本健診, 胃がん検診, 大腸がん 検診, 骨粗検診と同時実施。校 区を2つにわけ, 2年に1回受診 できる形。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b140 乳幼児集団健診（企画、通知、入力、実施、指導、フォロー）、b120 精密健康診査（妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児）		

16. 乳幼児健診（3～4ヶ月児）				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	3ヶ月～4ヶ月	3～4ヶ月児	3～4ヶ月児	2～4ヶ月児
実施回数	月2回・年24回	6回/年	4回	6回
平均人数	35人	10人	約11名	8名
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> 問診 離乳食指導 身体計測 内科診察 産婦健診 （貧血検査は全員、尿検査、血圧測定は必要な人だけ） 個別保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測 問診 診察 指導（栄養 口腔 生活） 絵本の読み聞かせ 離乳食試食 	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測（身長・体重） 問診（母親の検尿・血圧測定） 内科健診 歯科指導 保健指導 栄養指導 離乳食の試食 	<ul style="list-style-type: none"> 身体測定 問診 産婦血圧 検尿 歯科集団指導 栄養指導 離乳食試食
精密検診受診者数	12人（対象者13人）	1人		
従事者	医師 1 保健師 6 看護師 3 栄養士 1 事務 2	助産師 1 保健師 3 看護師 1 栄養士 1 歯科衛生士 1 医師 1 保健推進員 2 保育士 1	医師 1 保健師 2 助産師 2 栄養士 1 歯科衛生士 1 母子保健推進員 1 食生活改善推進員 2	医師 1（1） 保健師 3 助産師 1（1） 栄養士 1 母子保健推進員 1（1）
通知方法	郵送	公民館文書 個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	貧血検査は委託（医師会検査センター） 結果は後日郵送で行っている。 医師は小児科で対応している。	6～8ヶ月健診と同時 思春期教室と同時実施	平成15年度より7ヶ月児健診とセット 6回/年	

17. 乳幼児健診（6～7ヶ月児）				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	6ヶ月～7ヶ月	6～8ヶ月児	7～8ヶ月児	5～8ヶ月
実施回数	月2回・年24回	6回/年	4回	4回
平均人数	34人/回	11人	約11名	約11名
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> 問診 離乳食指導 歯科指導 身体計測 内科診察 個別保健指導 	3～4ヶ月児と同様	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測（身長・体重） 問診 内科健診 保健指導 栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> 問診 身体測定 栄養指導 歯科指導 保健指導
精密検診受診者数	4人（対象者4人）	2人		
従事者	医師 1 保健師 5 看護師 1 栄養士 1 歯科衛生士 1 事務 2	3～4ヶ月児と同様	医師 1 保健師 3 助産師 1 栄養士 1 母子保健推進員 1	助産師 1 栄養士 1 歯科衛生士 1 保健師 2 母子保健推進員 1 食改 1
通知方法	郵送	3～4ヶ月児と同様	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	・医師は小児科で対応	3～4ヶ月児と同様	平成15年度より3ヶ月児健診とセット 6回/年	健診は行わず、12ヶ月児と同時に母子相談で対応

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b140 乳幼児集団健診（企画、通知、入力、実施、指導、フォロー）、b120 精密健康診査（妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児）		

18. 乳幼児健診（1.6才児）

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月	1才6ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1歳5ヶ月～1歳8ヶ月
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	4回
平均人数	32人	13人	約11名	18名
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・計測 ・歯科診察 ・内科診察 ・フッ素塗布 ・保育士による育児支援 ・発達チェック（心理相談） ・保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測 ・問診 ・診察 ・指導（栄養・口腔・生活） ・親子遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測（身長・体重） ・検尿 ・問診 ・内科健診（歯科健診も実施） ・歯科指導・歯科処置 ・保健指導 ・栄養指導 ・おやつを試食 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・問診 ・内科診察 ・歯科診察 ・栄養指導 ・歯科指導 ・フッ素塗布 ・保健指導
精密検診受診者数	19人(対象者19人)	2人		1名
従事者	医師 1 保健師 6 看護師 2 保育士 1 心理相談員 1 事務 2	医師 1 助産師 1 保健師 2 栄養士 1 保健推進員 1 保育士 1	医師 1 保健師 3 助産師 2 栄養士 1 歯科衛生士 2 母子保健推進員 2 食生活改善推進員 2	医師 1 歯科医師 1 歯科衛生士 3 保健師 5（2） 栄養士 1 母子保健推進員 1（1）
通知方法	郵送	公民館文書個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	心理相談員（在宅・純大）	歯科検診同時実施	1歳6ヶ月児歯科健診とセット	1歳6ヶ月児歯科健診とセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b140 乳幼児集団健診(企画、通知、入力、実施、指導、フォロー)、b120 精密健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児)		

19. 乳幼児健診(2才児)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		2歳6ヶ月児		
実施回数		4回/年		
平均人数		15人		
健診内容		・身体計測・問診 ・指導(栄養・口腔・生活) ・歯科染色・歯みがき指導 ・診察・歯科検診・フッ素塗布		
精密検診受診者数		0		
従事者		医師1 歯科医師1 助産師1 保健師1 看護師1 栄養士1 歯科衛生士1 保育士1 保健推進員1		
通知方法		公民館文書 個別		
その他	該当なし		該当なし	該当なし

20. 乳幼児健診(3才児)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	3歳6ヶ月～3歳7ヶ月	3歳6ヶ月児	3歳児	3歳5ヶ月～3歳10ヶ月
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	2回
平均人数	28人	15人	14名	27名
健診内容	・問診 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・保育士による育児支援 ・発達チェック(心理相談) ・保健指導	・身体計測 ・指導(栄養・口腔・生活) ・親子遊び	・身体計測(身長・体重) ・検尿 ・内科健診(歯科健診も実施) ・歯科指導 ・保健指導 ・おやつを試食	・身体測定 ・問診 ・歯科診察 ・歯科指導 ・保健指導
精密検診受診者数	9人(対象者12人)	2人		3人
従事者	医師1 保健師5 看護師2 保育士1 心理相談員1 事務2	医師1 助産師1 保健師2 看護師1 保健推進員2 保育士1	医師1 保健師3 助産師2 栄養士1 歯科衛生士2 母子保健推進員2 食生活改善推進員2	医師1(1) 歯科医師1(1) 歯科衛生士2(2) 保健師6(3) 栄養士1 母子保健推進員1(1)
通知方法	郵送	公民館文書個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	心理相談員(在宅, 純大)		3歳児歯科健診とセット	3歳児歯科健診とセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・個別検診の内容等は新市に移りも当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・精密健康診査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b150 個別検診(妊婦一般、乳児一般)、b120 精密健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児)		

21. 乳幼児健診(9～11ヶ月児)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	9ヶ月～11ヶ月	12～13ヶ月児	9～11ヶ月児	9～11ヶ月児
実施回数	1年間	医療機関委託	随時	随時
平均人数	年間711人	10人/年	18名/年	24名/年
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> 問診 身体計測 内科診察 		入来町と委託契約した県内医療機関にて実施(問診・計測・健診)	病院委託
精密検診受診者数	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等
従事者				
通知、交付方法	はがきで受診勧奨(11ヶ月頃)母子手帳交付時に健診受診票を交付	保護者希望	母子手帳交付時に健診受診票を交付	母子手帳交付時に受診票交付
その他	個別健診	1歳児相談フォローとして		東郷町妊婦、乳幼児健康審査委託事業実施要綱

22. 妊婦関係

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
妊婦健診	妊娠前期・後期・精密検診	医療機関委託	母子手帳交付時に把握	母子手帳交付時に把握
実施回数	前期10回・後期12回・精密8回	一般3回 精密1回 歯科検診1回	前期・後期・精密	前期・後期・精密
受診者数	前期797・後期789・精密168	前期62・後期55・精密7	前期40・後期43・精密11	前期34・後期41・精密11
健診内容	血圧測定 検尿 貧血検査 梅毒検査 HBs抗原検査 超音波検査 県内医療機関委託	県内医療機関委託	入来町と委託契約している県内医療機関で実施	東郷町と委託契約している県内医療機関で実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引き継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

23. 乳幼児歯科検診(1才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者				11ヶ月～14ヶ月児
実施回数				4回
平均人数				10人
健診内容				問診 身体測定 栄養指導 歯科指導 保健指導
徴収金				
規則				
その他	該当なし	該当なし	該当なし	健診は行わず、6ヶ月児・7ヶ月児と同時に母子相談で対応

24. 乳幼児歯科検診(1.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月	1.6歳児健診に準ずる	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1.6歳児健診に準ずる
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	4回/年
平均人数	32人	13人	約11名	18名
健診内容	・ 歯科診察 ・ フッ素イオン導入 ・ 歯磨き指導	・ 歯科検診 ・ フッ素塗布(ジェル) ・ 歯科指導	・ 問診 ・ 歯科健診(内科健診も実施) ・ 歯科指導 ・ 歯科処置(フッ素イオン導入) ・ 保健指導・栄養指導 ・ おやつを試食	・ 問診 ・ 歯科健診(内科健診も実施) ・ 歯科指導 ・ 歯科処置(フッ素イオン導入) ・ 保健指導・栄養指導
徴収金	500円(フッ素実施者)	なし	なし	なし
規則	川内市予防接種等実費徴収規則		なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	スタッフ ・ 歯科医師1 ・ 歯科衛生士5 1歳6カ月児健診と同時実施	1.6歳児健診と同時	1歳6ヶ月児内科健診とセット 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	1歳6ヶ月児健診と同時に実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

25. 乳幼児歯科検診(2才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		2歳児健診に順ずる	2歳児	2歳～2歳2ヶ月
実施回数		4回	3回	4
平均人数		16人	9名	17
健診内容		歯科検診 染色 フッ素塗布(ゲル) 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科健診, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金		0	無料	なし
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則
その他		2歳児健診と同時	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	2歳半と同時実施 歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1

26. 乳幼児歯科検診(2.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	2歳5ヵ月～2歳6ヵ月		2歳6ヵ月	2歳6ヵ月～2歳8ヵ月
実施回数	月2回・年24回		3回	4
平均人数	30人		約11名	14
健診内容	・歯科診察 ・フッ素ハブリシゲル ・歯磨き指導 ・育児相談		歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金	500円(フッ素実施者)		無料	なし
規則	川内市予防接種等実費徴収規則		なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士6 ・保健師2	該当なし	平成15年度より中止 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	2歳児と同時実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引き継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

27. 乳幼児歯科検診(3才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		3歳児健診に準ずる	3歳児	3歳児健診に準ずる
実施回数		4回/年	3回	2回/年
平均人数			14名	27名
健診内容		歯科検診・染色 フッ素塗布(ジェル)・歯科指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置 ・保健指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置 ・保健指導
徴収金		なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法細則
その他	該当なし	3歳児健診と同時	3歳児内科健診とセット 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	3歳児健診と同時実施

28. 乳幼児歯科検診(3.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	3歳6カ月～3歳7カ月			
実施回数	月2回・年24回			
平均人数	28人			
健診内容	・歯科診察 ・フッ素ハブラシジェル ・歯磨き指導			
徴収金	500円(フッソ実施者)			
規則	川内市予防接種等実費徴収規則			
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士7 3歳児健診を同時実施	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

29. 乳幼児歯科検診(4才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		4才～5才未満	4歳	4歳7ヶ月～5歳
実施回数		年1回	2回	2
平均人数		14人	18名	28
健診内容		歯科検診 歯みがき指導(集団・個別) 染色 フッ素塗布 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金		なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	該当なし	母親も歯科検診と歯科指導	平成15年度より5歳児歯科健診とセット3回/年 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1 5歳児と同時実施

30. 乳幼児歯科検診(4.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者				
実施回数				
平均人数				
健診内容				
徴収金				
規則				
その他	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

31. 乳幼児歯科検診(5才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		5才～6才未満	5歳児	5歳7ヶ月～6歳
実施回数		年1回	2回	2
平均人数		25人	約16名	24
健診内容		歯科検診 歯みがき指導(集団・個別) 染色 フッ素塗布 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金		なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	該当なし	母親も歯科検診と歯科指導	平成15年度より4歳児歯科健診とセット 3回/年 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1 4歳児と同時実施

32. 乳幼児歯科検診(6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者				
実施回数				
平均人数				
健診内容				
徴収金				
規則				
その他	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・結核予防法に基づき実施するものであり、新市に移行後、速やかに調整する。			
項目	e10 結核予防事業			
33. 結核検診				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	19歳以上 対29,312人、受12,580人	16歳と19歳以上・2,622人	19歳以上 1,103名	16歳以上・1,290人
実施時期・日数	9～11月(36日間) 脱ろろ1月(7日間)	10日間 脱漏1日間	1月 5日間 脱漏 2日間	10月 10日間 (うち脱漏1日 精密2日)
委託先	県民総合保健センター			
委託料	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円
自己負担金	無料			
その他	スタッフ・・・事務2名			
34. ツベルクリン反応検査・BCG				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	3か月～4歳未満	3ヶ月～15ヶ月	9ヶ月～20ヶ月(3ヶ月～48ヶ月児)	生後5ヶ月～4歳未満
実施方法	個別接種	集団	集団接種	集団
実施日数	通年	2日	延べ4日間	延べ4日間
実施人数	ツベルクリン831人 BCG830人	50人	乳幼児：35名	ツベルクリン 58名 BCG 54名
実施場所	市内医療機関	保健センター	入来町保健センター	保健センター
実施時期	通年	6月	4月～6月	4月 脱漏6月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円 (判定のみ1,200円)	1会場(医師 15,900円)	報償費として支払う (医師：15,900円/回 看護師：5,200円/回)	報償費 医師 16,900円 看護師 4,700円
自己負担金	なし			
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2
その他	ワクチン代は別途、平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止	ワクチン代は別途、平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。		
項目	e20 予防接種事業		

35. インフルエンザ

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
実施方法	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種
実施日数	2か月	2ヶ月(11~12月)	75日	2ヶ月
実施人数	5,634人	1,690人	1,172名	865
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	原則は町内医療機関での接種 ただし、県医師会及び郡医師会と契約すれば、県内の殆どの医療機関で接種可能	町内2ヶ所(松尾医院, 木脇医院)
実施時期	11~12月	2ヶ月(11~12月)	10月~12月	10/21~12/20
通知方法	広報紙掲載	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	接種料2,500円 ワクチン代1,050円	1人3,000円	接種者1人当たり2,000円 なお、接種料を2,000円以下で設定している場合はその額とする	1人2,000円
自己負担金	1,000円		0 医療機関の接種料金から、町助成 2,000円を差し引いた額	1,000円
委託先	川内市医師会 済生会川内病院 市外一部医療機関	町内医療機関	原則は町内医療機関での接種 ただし、県医師会及び郡医師会と契約すれば、県内の殆どの医療機関で接種可能	松尾医院, 木脇医院

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。			
項目	e20 予防接種事業			
36. ポリオ(定期)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	4ヶ月～90ヶ月	3ヶ月～15ヶ月	5ヶ月～17ヶ月 3ヶ月～15ヶ月 (3ヶ月～90ヶ月児)	生後3ヶ月～(3～90月未満)
実施方法	集団接種	集団	集団接種	集団
実施日数	20日/年	4日	2日間(前期1日・後期1日:間を6週間以上あける)	2日
実施人数	5月 981人 11月 892人	50人	1回目:43名 2回目:45名	1回目 56名 2回目 47名
実施場所	保健センター他市内5箇所	保健センター	入来町保健センター	保健センター
実施時期	5月と11月	5月 11月	上半期:4～9月(7月に実施) 下半期:10月～3月 (11月に実施)	5月, 11月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送 (実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	医師 20,200円 看護師 2,000円	1会場(医師15,900円)	報償費として支払う (医師:15,900円/回 ・看護師:5,200円/回)	医師 16,900円 看護師 4,700円
自己負担金	なし	0	なし	なし
従事者	医師7人 看護師9人	医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途
37. ポリオ(定期外)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	昭和50年～昭和52年生まれ	昭和50年から52年生		
実施方法	集団接種	定期ポリオと同時		
実施日数	2日/年	4日		
実施人数	5月 40人, 11月 54人	0人		
実施場所	保健センター	保健センター		
実施時期	5月, 11月	5月 11月		
通知方法	ポリオ接種対象児の該当保護者については個別通知, 広報紙掲載	個人		
委託料等	医師 20,200円 看護師 2,000円	定期ポリオと同額		
自己負担金	なし	なし		
従事者	医師4 看護師6	定期ポリオと同様		
その他	ワクチン代は別途			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。		
項目	e20 予防接種事業		

38. 麻しん

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	1歳～90ヶ月	1才～2才まで	13ヵ月～24ヵ月 (12ヵ月～90ヵ月)	生後12ヶ月～90月未満
実施方法	個別接種	公民館(個別)	個別接種	個別
実施日数		2週間	14日間	1ヶ月
実施人数	801人	50人	29名	53
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	町内3医療機関	町内医院2ヶ所
実施時期	通年	11月	1月	1月～2月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円/一人	1人4000円	報償費として 1人分接種料 4,100円	3200円
自己負担金	なし	0	なし	なし
従事者				
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途

39. 風しん

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	1歳4ヵ月～90ヶ月	1才～2才まで	14ヵ月～25ヵ月 (12ヵ月～90ヵ月) 昭和54年4月2日～昭和62年 10月1日生まれ、風疹の予防 接種未接種者	生後21ヶ月～90月未満
実施方法	個別接種	公民館(個別)	個別接種	集団
実施日数		2週間	12日間	1日
実施人数	717人	50人	・幼児：45名 ・経過措置分：1名	56人
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	町内3医療機関	保健センター
実施時期	通年	11月	2月	10月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円/一人	1人4000円	報償費として 1人分接種料 4,100円	報償費 医師16,900円・看護師4,700円
自己負担金	なし		なし	なし
従事者				医師(2)・看護師(2) 保健師3・事務2
その他	ワクチン代は別途		昭和54年4月2日～昭和62年 10月1日生まれ、風疹の予防接 種未接種者は平成15年9月30 日までで終了	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業		専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。				
項目	e20 予防接種事業				
40. 三混（ジフテリア、百日せき、破傷風）					
		川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	初回	4か月～90か月	3ヶ月～15ヶ月	8ヶ月～25ヵ月	生後3ヶ月～90月未満
	追加	初回接種3回目から1年後	初回接種後1年	30ヵ月～53ヵ月	1期初回接種終了後12～18月 (生後3～90月未満)
	D (2期)	小学6年生	小学校6年	小学6年生	小学校6年生
実施方法	個別接種	集団	DPT：集団接種 DT：個別接種	集団	
実施日数		8日	DPT：4日間 (うち1日間は追加) DT：12日間	5日 (2混：3日)	
実施人数	DPT 3,198人 DT 480人	288人	DPT(初回)：139名 (追加)：61名 DT：55名	212人 (2混：51人)	
実施場所	市内医療機関	保健センター 各小学校	入来町保健センター	保健センター，2混は各小学校	
実施時期	通年	7, 8, 9, 10月	DPT(初回)：8月～10月 (追加)：12月 DT：7月～8月	6月, 7月, 8月	
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	
委託料等	3,050円/一人	1会場(医師15,900円)	報償費として支払う (医師：15,900円/回) (看護師：5,200円/回)	報償費 医師16,900円・看護師4,700円	
自己負担金	なし		なし	なし	
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2	
その他	ワクチン代は別途			各学校へは医師(1) 看護師(1)保健師1,事務1 ワクチン代は別途	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。		
項目	e20 予防接種事業		

41. 日本脳炎

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	1期初回	3歳～90か月	3才～4才まで	3歳～90月未満
	1期追加	初回接種2回目から1年後	初回接種後1年	4歳～90月未満
	2期	小学4年	小学校4年	小学校4年生
	3期	中学3年	中学校3年	中学校3年生
実施方法	個別接種	集団	集団接種	集団
実施日数		12日	幼児：3日間 小学4年生・中学3年生：12日間	3日 学校3日
実施人数	初回1,409人 追加690人 2期 511人 3期363人	289人	初回104名 追加43名 2期 58名 3期76名	1期初回 98名 1期追加 52名 2期 60名 3期 86名
実施場所	市内医療機関	保健センター 各学校	入来町保健センター	保健センター，各小中学校
実施時期	通年	4月	5月	5月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円/一人	1会場(医師15,900円)	集団接種：報償費として支払う (医師：15,900円/回) (看護師：5,200円/回) 個別接種：報償費として1人分 接種料 4,100円	報償費 医師 16,900円 看護師4,700円
自己負担金	なし	0	なし	なし
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1 集団接種の場合	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。		
項目	d70 女性の健康促進事業		

42. 女性の健康促進事業

項目	川内市	樋脇町		入来町	東郷町	祁答院町
		健診	教室			
対象者 受診者数		町内居住する20歳から39歳までの希望者 61人(H14年度)	町内に居住する18歳以上の女性 205人(H14年度)			
実施時期 日数		毎年5月・3日間	毎年1~3月 8会場(8日)			
委託先		J A 厚生連健康管理センター				
委託料		基本健診5,130円 骨粗鬆症検診2,050円				
診査内容・教育内容		・老人保健法の基本健診内容に準ずるものと骨粗鬆症健診のセット検診 ・希望者のみ歯周疾患検診	・年度ごとにテーマを決めて実施 歯周病予防について(39歳以下) 転倒予防教室 57歳以上) 素敵な更年期の過ごし方(40~56歳)			
自己負担金		・基本健診は無料 ・骨粗鬆症検診は500円	無料			
その他		・結果通知は約1ヶ月後の厚生連基本健診結果報告会時に実施 ・公民館長を通じ対象者全員に申込書を配布、回収 ・公民館外対象者へは郵送	・公民館長を通じ案内、各自申し込み			

議案第35号

環境衛生事業(その1)について

合併協定項目23-9号「環境衛生事業(その1)」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森卓朗

【調整方針(案)】

環境衛生事業(その1)について	
1	各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。 衛生自治団体連合会
2	衛生自治連絡協議会 は、新市に移行後、速やかに調整する。 制度等を制定
3	環境審議会は、合併時に新たに 組織 する。
4	環境に関する計画は(環境基本計画)は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目途に策定する。
5	環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
6	火葬場は、現行のまま新市に引継ぐ。
7	公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 9 資料

環境衛生事業（その1）について

1 協定項目の要旨・留意点

環境衛生に関する事業・制度について検討する。

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

ごみ収集運搬業務の取り扱い

- (1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。

宮城県加美町（平成15年4月1日 新設合併）

- (1) ごみ収集日及び収集方法については、現行のとおりとする。
- (2) 資源ごみの回収報奨金については、宮崎町の例による。
- (3) ごみ減量リサイクルに対する助成については、中新田町及び小野田町の例による。
- (4) 最終処分場の青木原ごみ埋立場については、新市に引き継ぐ。ただし、新市において正しい廃棄物の搬入が行われるよう周知し、監視を強化するとともに、必要な排水処理を行うなど適切な施設管理に努める。
- (5) 不法投棄対策の監視員については、新市において設置する。
- (6) 衛生組合連合会については、合併時に統合する。
- (7) 消毒事業については、当面現行のとおりとする。
- (8) 町民一斉清掃については、当面現行のとおり実施し、新市において調整する。
- (9) 町営墓地については、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

- (1) し尿収集
徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。
- (2) ごみ収集
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 指定ごみ袋
新市に移行後、速やかに調整する。

長崎県下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日目標 新設合併）

- (1) ごみ処理の収集回数・分別方法・指定ごみ袋販売金額・指定ごみ袋販売手数料・生ごみ減量化等処理機器購入費補助金・町内一斉清掃・廃棄物処理手数料については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。
- (2) ごみ処理の収集運搬方法、し尿処理の収集方法・業務、火葬使用料、狂犬病予防注射会場、狂犬病予防関係の手数料、墓地については、現行のとおりとする
- (3) 廃棄物許可手数料については、福江市の例による。
- (4) 処理施設（ごみ・し尿）の業務内容については、合併までに調整する。施設については、新市に引き継ぐ。
- (5) 火葬場施設については、新市に引き継ぐ。
- (6) 火葬料助成金については、廃止する。
- (7) 犬取締については、福江市の例による。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業					専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会			
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場は現行のまま新市に引き継ぐ。 衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。 環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	調整方針(案)
最終処分場の適正管理	<p>名称 木場茶屋最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S50.6開設 ・場内管理 ・場内の草払い、進入路等の維持管理 ・ガス管理 ・湧出ガスの燃焼管理 ・ガス管の集合化 ・湧出水流未処理 ・排水処理場の維持管理 ・処理水の水质管理 ・地元との協議 ・地元公民会との協議 ・路地整備計画 ・H7～ごみの埋立はしていない ・災害時、クリーン作戦時の土砂搬入のみ ・面積 62,741㎡ 	<p>名称 湯之牟礼最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S59.4～可燃立開始 ・面積 900㎡ ・共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場 ・六郎ヶ迫最終処分場 ・S56.4～不燃立開始 ・面積 9,910㎡ ・共同命令の適用は無いが、処分基準違反の恐れが強い最終処分場 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回浸出水質検査を実施している。 ・湯之牟礼最終処分場 3箇所 ・六郎ヶ迫最終処分場 2箇所 ・2箇所とも平成11年4月に閉鎖 ・2箇所とも遮水工、浸出液処理設備なし 	<p>名称 大内田不燃物最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内の草払い、進入路等の草払い ・水質検査等の継続 ・地元との協議(H15) ・閉鎖事業の実施 ・整備利用計画策定 ・遮水工又は浸出液処理設備を有しない最終処分場(538施設)と、うち共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場(80施設)のうちの一つ。 <p>廃棄物処理施設整備費にて処分場の閉鎖を行う予定(補助率国庫1/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用開始 S58.5～ ・埋立終了 H16.3予定 ・面積 19,016㎡ ・毎月検査、年1検査 	<p>名称 東郷町塵芥処理場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積7,500㎡ ・設置1941年4月 ・搬入停止1999年4月 ・可燃、不燃物 ・遮水工無し ・浸出液処理設備無し <p>※ 共同命令、処分基準ともに適用が無いが、不適切と考えられる最終処分場</p>	<p>名称 祁答院町上手一般廃棄物最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度より埋め立て処分は実施していないが、現在は、資源ごみ、不燃ごみの一部搬入可。随時クリーンセンターへ搬出。 ・民有地であるため、2年ごとの契約更新借地料の支払いがある。 ・将来は、埋め立て工事を行い、地権者に返還する予定である。 ・概算工事費3千万円 ・適正閉鎖をすべきである。 ・面積 約9,000㎡ 	<p>名称 尾橋川原粗大ごみ処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設 無 ・遮水工 無 ・埋立中 ・1983年～2007年予定 ・水質検査 年1回 ・面積、容量 7,500㎡ ・12,500㎡ (残余7,120㎡) 	<p>名称 上飯村粗大ごみ処理場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄橋により、不法投棄を防止。 ・年1回、湧水の水質検査を実施。 ・処分方法は直接搬入ごみの理立処分。ごみを搬入しようとする者は、役場に届出をする。職員が内容を確認し、内容が適切であれば搬入を許可する。 ・平成9年の市町村が設置する一般廃棄物最終処分場の実態調査において、「共同命令の適用はないが、処分基準違反のおそれ強い最終処分場」であると改善指導を受けている。 	<p>名称等 下飯村最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1983年～2016年予定 ・700㎡ 搬入中 <p>瀬々野浦地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1977年～2009年予定 ・388㎡ 搬入中 <p>手打地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年～現在休止中 ・300㎡ 休止中 <p>片野浦最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年～2013年予定 ・500㎡ 搬入中 <p>※4箇所最終処分場であるが、適正閉鎖をするには、数億円の出費が予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査 毎月1回 ・地下水検査 毎月1回 	<p>名称 鹿島村吹切最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設 無 ・遮水工 無 ・現在も埋立中 ・面積 5,025㎡ 	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場における遮水工又は浸出液処理施設の整備が必要な処分場がある。
衛生自治団体連合会にすること	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境衛生思想の普及向上に関する事項 ②環境衛生に関する調査研究及び地域組織活動の推進に関する事項 ③環境衛生行政に対する要望に関する事項 ④関係機関、団体との連絡調整に関する事項 ⑤川内市が指定するゴミ袋の仕入、卸売、販売等に関する事項 <p>(組織) 川内市内における校区公民館連絡協議会で組織する。代議員に校区公民館連絡協議会長をもってあてる。</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事4、監事2 任期は1年、再任可 ※1戸当り30円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①指定ゴミ袋の指定店への販売 ②ゴミ不法投棄防止の看板設置 ③春・夏大掃除確認調査 ④環境美化活動補助金 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事19、監事2</p> <p>(会費) 1戸当り 200円/年</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上 ②生活環境の清掃整頓 ③そ誠、昆虫駆除薬剤散布 ④伝染病の予防と防疫対策 ⑤結核検診その他予防接種等の協力 ⑥食生活の改善研究 ⑦その他この会の目的を達するため必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事8、監事2</p> <p>(組織) 入来町内に居住する世帯数をもって組織</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事7、監事2 会計書記1 任期1年、再任可 ※1戸当り150円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上 ②環境衛生に関する調査研究 ③関係各機関団体との連絡協同 ④研究会、講習会等の開催 ⑤その他この会の目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事1</p> <p>(組織) ※1戸当り360円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上及び生活環境の衛生保全に係る事業 ②ごみ減量化及び生活排水対策 ③防疫対策 ④その多目的達成に必要な事項 <p>(組織) 代議員は、各地区の自治公民館長及び地区婦人会長である。</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事4、監事2</p> <p>※1地区当り5,000円</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及啓発 ②衛生施設の整備並びに衛生環境改善の促進 ③村の衛生行政に対する要望協力 ④村が委託する衛生処理業務 ⑤その他目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、理事7、事務局長1、書記1</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及啓発 ②衛生環境改善の促進 ③村の衛生行政に対する要望協力 ④村が委託する衛生処理業務 ⑤その他目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事若干名、監事2</p> <p>※1戸当り1,200円負担</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村での取り組み等に大きな差異があり、統一に向けた調整が必要である。 		
環境審議会	<p>環境基本法第44条の規定に基づき、川内市環境審議会を設置し、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調整審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 17名 ・報酬 月額4,700円 									<p>合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市における将来の環境保全に関する基本的事項を調査・審議するため、新たに設置する必要がある。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業						専門部会・分科会名		住民健康福祉専門部会 環境分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目途に策定する。 ・環境美化推進については、合併時に川内市の例により調整する。 ・火葬場の施設及び施設使用料は現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、火葬料は、合併時まで調整する。 ・公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針（案）
環境に関する計画	<p>①環境基本計画 環境保全に関する施策を体系化し、総合的に取り組める指針とする。行政だけでなく市民や事業者がそれぞれの基本的な役割を認識して環境保全活動に取り組める指針とする。</p>									<p>新市に移行後、3年以内を目途に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法で義務付けられており、今後の環境行政にとって必要な計画である。
環境美化推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの産別防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本市の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めるもの。 ・環境美化推進のための市、市民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令） ・市環境美化推進条例施行規則 ・市環境美化推進員設置要綱 	<p>【平成15年9月議会に提案予定】 町、町民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの散乱防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本町の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進のための町、町民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令） ・町環境美化推進条例施行規則 ・町環境美化推進員設置要綱 								<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>
火葬場（施設・使用料）	<p>市葬祭場やすらぎ苑 嘱託員5名の交代勤務により、運転業務を行い毎年1月1日以外は開場している。施設維持のため、民間業者と保守点検等の委託契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料 ・自販機使用料 ・火葬料 						<p>上甌村平良火葬場 管理及び運営に関し、平良公民館運営委員会と管理委託契約を締結している。 天災その他の理由により施設の補修等が必要な場合は、予算の範囲内で村が補助。</p>	<p>下甌村火葬場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>鹿島村葬祭場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。（施設使用料のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内市は畜場の使用料と火葬料は別々に徴収しているが、下甌村、鹿島村は火葬料を使用料として徴収している。（施設使用料はなし）
墓地（公営墓地の状況）	<p>芸ノ尾第1墓地 325区画 芸ノ尾第2墓地 201区画 市営墓地は、墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるためその祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。 ・使用料の徴収あり</p>	<p>樋脇町岩下共同納骨堂 ・92基 ・権利金、管理金なし</p>	<p>入来町向山墓地 ・使用料の徴収あり ・町内に住所を有する者 大内田共同納骨堂</p>				<p>備上壺園 2,491㎡ 備下壺園 3,788㎡ 親農壺園 2,749㎡ ・使用料の徴収なし</p>	<p>桑之浦共同墓地 中道共同墓地 長目道墓地 中野向納骨堂 桑之浦芦道睦納骨堂 児島共同墓地 ・公営墓地の管理は、それぞれの管理組合へ許可</p>	<p>いむた墓地 934㎡ 小牟田壺園 672㎡ 墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるため、その祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村で使用料の徴収等ばらばらである。 ・今までの経緯等からそれぞれの市町村で異なるため、調整が難しい。